

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について

改正後		改正前	
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、平成28年12月31日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。		連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、平成28年6月30日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。	
号数	表題	号数	表題
(略)	(略)	(略)	(略)
国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第21号	賦課金 (Levies)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第21号	賦課金 (Levies)
国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第22号	外貨建取引と前払・前受対価 (Foreign Currency Transactions and Advance Consideration)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)